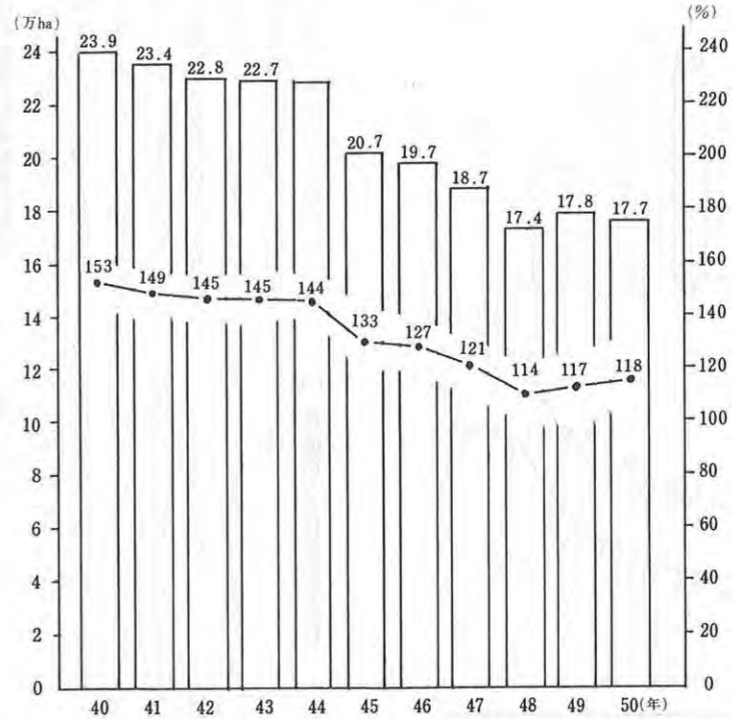


四 作付面積の動向と耕地利用率の低下  
 従来、一貫してかなり高い率で減少を続けていた延べ作付面積は、四十九年にはわずかながら増加しており、従来の傾向とかなり異なる動きを示しています。作目別の作付面積の動きがかなり異っているため、延べ作付面積に占める各作目の割合も大きく変化しています。耕地利用率は、四十年の一五三から

年々低下を続け、四十八年には一一四、四十九年には一一七と落ち込んでおります。五十年にはやや上昇し一一八となっておりますが、未だ低い状態にあります。(表三)  
 (五) その他農業事情の変化  
 専作化の進展と有機質肥料の施用の減少による地力の低下や畜産公害の問題及び田植機、コンバイン、乗用トラクター等の個別導入による機械の利用率の低

表3 延作付面積及び耕地利用率



下等の問題が生じています。

### 事業の仕組み

地域農政特別対策事業の仕組みは図3のとおりで、「推進活動」と「整備事業」を有機的に関連づけながら実施するものです。

#### 一、推進活動

この推進活動は、農業集落ごとに当面する問題点と今後の課題について、創意と工夫を生かした話し合いを展開するための事業であり、その話し合いは、次の二つについて実施するものです。

##### (一) 地域農政総合推進事業

農業集落ごとに当面する農業あるいは生活環境など幅広い問題についての話し合いを行い、その話し合いの結果を地域農政の総合推進方策としてまとめる。また、この話し合いを通じて担い手農家の相互交流と組織化を進める。

##### (二) 農用地管理事業

農用地の有効利用を進めるため、農用地の利用調整の話し合いを通じて農用地利用増進事業をはじめ、草地利用権の設定など農用地の有効利用あるいは農用地流動化の方向づけと制度

の活用を進める。  
 国における推進活動は全体計画が二千五百市町村であり、五十二年は千市町村において実施し、県では三十七市町村において実施します。

また、この推進活動は、三年間の継続事業で、五十二年の一市町村当たりの事業費は百五十六万六千円、その二分の一が国から補助されます。

#### 二、整備事業

この整備事業は、推進活動による話し合い結果の達成のための一つの手段として仕組まれています。

つまり、推進方策の作成や農用地管理事業を通じて、土地基盤の整備や農業機械施設の導入等についてまとめられた意向、要望に対して、既存の補助融資等の事業に乗り難いものを救っていかうとするのが、この整備事業です。

この整備事業は、それぞれ地域の実情に応じメニュー方式によって次の各事業が実施できます。

- (一) 小規模土地基盤整備事業
- (二) 機械施設整備事業
- (三) 営農集団活動促進事業
- (四) 小作料一括前払助成事業
- (五) 特認事業

整備事業は、全体計画が二千地区を

対象としており、五十二年度は、推進活動を実施する千市町村の中から二百六十地区を対象として実施され、県では八地区において実施します。

また、この整備事業は、二年間の継続事業で、一地区当たりの事業費は、八千万円、その二分の一が国から補助されます。さらに、小規模土地基盤整備事業については、県で一〇%の上乗

せ補助をします。

### 地域複合農業の推進

さらに、地域農政特別対策事業と関連づけて推進する地域複合農業は、本県農業振興の主要な柱である「農業経営構造の改善」の一環として位置づけ「農業生産の中核的担い手の育成」と「新しい農

村社会生活の形成」とをあわせて総合的、有機的に推進するものです。

このため、各種現行制度、事業及び現状の問題点を打開する諸施策を集中的に実施し、この趣旨に基づく本県農業の振興方向に即した新しい農業生産体制のための再編整備を推進します。

この地域複合農業の具体的推進に当たっては、次の項目を本県地域複合農業の主要事項として促進します。

#### (一) 耕地利用度が急速に低下している現状にかんがみ、中核農家の規模拡大を図るため経営間、地域(集団組織)間における受委託の促進、水田裏作等遊休地の解消、期間借地の推進等の土地の合理的利用方式を編み出し、土地資源の有効適切な利用促進を図る。

(二) 地域内農業労働力の調整を図るとともに、機械施設等の調整と率的利用を推進し、さらに生産行程の一部を技術提携、作業受委託などの補完結合を進めることによって、地域農業の生産性を高めるなど、濃密な生産組織活動の推進を図る。

(三) 単作経営の規模拡大や主産地の大型化の進展の過程で生じた土壌汚染や地力の低下に対応して、野菜、稲作、畑作等の耕種部門において、地域間に有機的関連をもたせ、家畜排せつ物を土

地に還元する等、地力の維持増進を図る。

さらに、耕種並びに畜産部門の副産物、残渣(さ)物交換など経営的補完関係を促進するとともに、輪作の奨励による土壌環境の浄化を促進する。

これら地域複合農業の円滑な推進を図るため、県、市町村及び関係農業団体等が一体となって推進体制を整備し、地域農業者の自主性と創意工夫を尊重しつつ啓蒙普及、助言、指導にあたります。

### おわりに

以上、地域農政特別対策事業について、この事業のねらいと背景、この事業の仕組みの概要を述べましたが、この事業は推進活動が主体であり、農業者が主役となった話し合い運動の展開と積み上げにより、各地域の農業振興を決めるものです。各市町村においては、その地域の特徴を生かし、それぞれ独自の道を切り開きながら、豊かな住みよい村づくりを旨とすることが必要です。

この事業の趣旨をよく理解し、市町村及び関係団体並びに地域住民が一体となって「村づくり」に取り組まれることを期待するものです。

(農政課)

### 地域農政特別対策事業の仕組み



図3